

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。当社では、経営の健全性の維持と透明性の確保、環境変化に対応した迅速な意思決定、責任の明確化を基本方針とし、その実現に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社では、本報告書提出時点では当社における海外の投資家比率に鑑み、株主総会については、招集通知の英訳や議決権行使プラットフォームの利用は行っておりません。今後につきましては、株主構成の変化等の状況に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社では、現在の株主構成を踏まえ、英語での情報の開示・提供は実施しておりません。

当社は、英語での情報開示・提供については、今後の海外投資家比率の変化や費用対効果等を勘案した上で、その都度、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

外部会計監査人の職務状況については、監査実施状況の確認や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握を行っておりますが、評価に関する明確な基準は策定しておりませんので、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任するための手続きの確立】

現状、代表取締役社長の選任・解任議案について、具体的な手続きは定めておりませんが、取締役7名(本決議に参加できない本人を除く)の内の4名は、非業務取締役(独立性の高い社外取締役3名及び常勤監査等委員取締役1名)が占めており、一定の抑止力が働く体制を取っております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社では、取締役等の指名については、社外取締役2名を含む監査等委員取締役3名で構成される監査等委員会にて意見を決定した後、監査等委員取締役が出席する取締役会で決定しております。取締役等の指名以外の重要事項の決定についても同様に決定しております。

監査等委員取締役が議決権を行使しつつ適切に監査も実施しており、客観性・透明性のある取締役会の運営ができていると判断できることから、任意の委員会は設置しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は業務執行取締役と常勤監査等委員取締役及び専門的な知識・経験・能力を有する独立社外取締役で構成され、監督機能としての取締役会の実効性は保たれていると判断しております。今後、外部の専門機関を活用し実効性を分析・評価を行うとともに、その結果の開示することを検討する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式の取得・継続保有にあたっては、適切な手続きを経て、保有意義・経済合理性等を十分に検討した上で決定しています。また、議決権の行使にあたっては、保有意義・経済合理性等を踏まえた上で、議案の内容を十分に検討した上で行使しています。

【原則1-7関連当事者との取引】

・当社は、役員と主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査等委員からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしています。

・利益相反取引の状況等については、適宜、取締役会への報告を求める体制を整備することとしています。更には、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示することとしています。

・事業年度末に全役員を対象として関連当事者取引の有無に関する調査を実施しており、関連当事者取引を管理する体制を構築しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は、確定拠出型の企業年金制度を採用しているため、アセットオーナーではありませんが、上場企業として従業員に対して負うべき責任や従業員を含むステークホルダーへの説明責任を果たすという観点から、従業員への運用に関する教育研修の実施や、運営管理業務を委託している場合には運営管理機関のモニタリング等の取組みを考えています。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 経営理念や経営戦略については、有価証券報告書に記載しております。

() 本報告書1-1「基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた代表取締役が個々の取締役の職務と責任及び業績等を勘案して決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた年間報酬額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

() 取締役や経営陣幹部については、社内外での実績、専門的な知見及び経営者としてのとしての経験等とともに、高い倫理性を備えている人材を選任・指名しております。監査等委員については監査・経営・財務等に関する知見を総合的に勘案し、選任しております。

() 取締役及び監査等委員の選解任についての説明は、株主総会招集通知において略歴及び選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

・取締役会は、法令、定款および取締役会規程で定める事項を決定しております。また、取締役会決議や職務権限規程などにより取締役の役割や責任が定められております。

・当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役や執行役員が迅速に対処しております。

・また、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図るため、人事異動や組織改革など一部の重要な業務執行事項の決定を代表取締役に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・当社の独立社外取締役の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立した立場から専門分野における豊富な経験に基づき、当社経営に対する助言でき、且つ当社の経営を監督・監査できるものであることを要件としております。

【補充原則4-11-1 取締役会の選任に関する方針】

当社は、定款で取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名以内と定められており、現在は4名となっております。また、監査等委員である取締役の員数は4名と定められており、現在は3名となっております。

業務執行取締役候補者の選任においては、担当業務の知識・経験・能力の他、業務の適正な監督を行うための識見・能力を有していることを重視しており、社外取締役の選任においては、高度な専門性と高い倫理性を有することを重視しております。取締役の選任は、取締役会の合意を経たうえで、株主総会で承認されています。

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保】

取締役の他の上場会社の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】にて記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

・当社では、取締役・監査等委員の全員が出席する取締役会に、必要に応じて弁護士等を招聘し、期待される役割・責務に必要な知識の習得や更新を行っています。

・例えば、昨今ではコンプライアンスについてのテーマを重視し、上場会社の取締役としての知識を深めることに努めています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、上場前から積極的に、株主を始めとするステークホルダーの皆さまに対して当社の経営戦略や経営計画について理解を得るための説明会を年に2回実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ティーエムアセット	10,526,200	57.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	816,800	4.48
前島 崇志	688,100	3.77
テクノフレックスグループ従業員持株会	350,500	1.92
東京中小企業投資育成株式会社	350,000	1.92
前島 岳	304,000	1.66
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	303,500	1.66
S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	250,000	1.37
株式会社ドリームインキュベータ	201,600	1.10
資産管理サービス信託銀行株式会社	161,400	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	(株)ティーエムアセット
親会社の有無	なし

補足説明更新

当社は、自己株式3,143,500株を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、原則として支配株主との取引を行わない方針としておりますが、取引を行う場合には、当社グループが他の会社と新規取引を行う際の手続き同様、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性について十分に検討した後、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行う方針であり、少数株主に不利益を与えることがないよう適正に対応してまいります。なお、現在、当社グループと支配株主とは取引はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
元田 充隆	他の会社の出身者											
植木 秀敏	他の会社の出身者											
深見 克俊	他の会社の出身者											
荻野 美里	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元田 充隆		○	――	ガバナンス体制の強化のため、人物、識見、経験とも社外取締役として相応しい上場会社数社の役員経験者である同氏が社外取締役として適任であると判断したため。
植木 秀敏	○	○	――	上場企業の経理業務及び㈱ジャフコにおいて株式上場コンサルタントの経験を有し、監査機能の強化に活かしていただけると判断したため。

深見 克俊	○	○	——	当社株主である東京中小企業投資育成㈱に依頼し、中小企業投資育成政策における豊富な経験と幅広い見識を有している同氏を紹介され、監査機能の強化に活かしていただけると判断したため。
荻野 美里		○	——	税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これを当社の経営に反映するとともに、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
現状、特定の補助すべき取締役及び使用人を設置しておりませんが、監査等委員会が必要と認めた場合には、補助人を設置することにしております。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査等委員会は会計監査人と定期的に会議を開催し、会計監査について意見交換を行っております。 また、常勤監査等委員は、内部監査室から業務監査結果を、定期的に報告を受けるほか、監査等委員会にて選定した重要拠点については、業務監査に立ち会っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項	
当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員にしています。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明	
企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社グループの取締役及び従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第19期事業年度における取締役報酬の内容は以下のとおりです。
取締役(監査等委員を除く。)6名 94百万円
取締役(監査等委員)3名 13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額については、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役及び監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決めております。当該報酬額の限度内で、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役は4名(監査等委員でない取締役2名、監査等委員取締役2名)であります。
社外取締役をサポートする専任の使用人を配置しておりませんが、社外取締役から要請があった場合には、配置することとしております。現状は、総務部にてサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
前島 崇志	相談役	長年にわたり当社の経営意に携わった経験・知見を活かし対外的な活動への参加及び相談要請に応じた経営全般に係る助言を受けております。	常勤、報酬有	2017/3/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

相談役に関する事項は、相談役規程に定められており、任免、報酬及び同規程の改廃に関しては取締役会決議によるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに経営の効率化を進めることを目的として、監査等委員会の体制を採用しております。また、経営意思決定と業務執行の機能を分離し、経営のスピードアップと責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(取締役会)

取締役会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項、会社の基本方針及びその他重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、取締役3名(常勤1名、非常勤独立社外取締役2名)で構成され、毎月1回及び必要に応じて随時開催しております。また、常勤の監査等委員は会社の重要会議への出席及び稟議書等の重要書類を閲覧し、委員会にて情報の共有を図っております。

(経営会議)

経営会議は、社長及び業務執行取締役で構成され、毎月1回及び必要に応じて随時開催しております。経営会議規程で定められた事項を決議する他、グループ経営戦略及び各社の重要事項を審議しております。

(内部監査)

社長直属の組織である内部監査室を設置し、当社及びグループ各社に関連法令、経営方針及び社内規程に準拠し、適法性、効率性、適正性等の観点から内部監査を実施しております。

(会計監査人)

三價監査法人と監査契約を締結し、重要な会計的課題に関しましては、随時相談するとともに、適正は会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社を選択しております。また、監査等委員以外に社外取締役を2名選任しております。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことにより取締役の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかることができると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の約2週間前に発送しております。また、発送の数日前に当社ホームページ、TDnetに招集通知のPDF版を掲載し、電子的に公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算月ですので、3月末に定時株主総会を開催します。従いまして、いわゆる6月の集中日に開催することはありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報として、決算短信、事業報告、決算説明会資料、適時開示資料、株主総会招集通等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	テクノフレックスグループ コンプライアンス行動規範に「公正な事業活動に徹し、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを積極的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切に開示を行う。」旨、定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ.当社ホームページに掲示した「コンプライアンス宣言」のもと、当社グループ各社との諸会議でのコンプライアンス研修及び当社社員を対象にe-ラーニングを実施する等により周知徹底を図っております。
ロ.コンプライアンス委員会において、社内ルール等についての考え方及び研修計画等を検討し、その進捗状況及び結果の確認を行っております。
- ハ.社外窓口の設置及び対象子会社の拡大等により、内部通報制度を充実させ不正の早期発見と早期是正を図っております。
- ニ.内部監査を計画的に当社グループの全拠点について実施し、内部監査を通じてコンプライアンス遵守状況について確認しております。
- (2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ.コンプライアンス委員会において、情報管理に関する考え方を議論し、関連規程を整備しております。
ロ.内部監査を通じて取締役会議事録等の重要書類の保存・管理及び個人情報の管理について、適切に保存及び管理されていることを確認しております。
- ハ.イントラネットに取締役会資料及び同議事録専用のフォルダーを設けて取締役が随時閲覧できる態勢を整え、同資料は会議終了後、即日回収・廃棄を行っております。
- (3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理委員会において、当社グループのコンプライアンス、災害、品質及び情報管理等の主要課題について担当及び行動計画等を策定し、同委員会においてその進捗状況及び結果の確認を行っております。
- (4)当社グループ取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.監査等委員会設置会社へ移行後に効率的な意思決定を図るため取締役会決議事項の一部について業務執行取締役を委員とする経営会議決議に変更しました。これに伴い、同会議を毎月開催し、経営上の重要な案件について審議・決議を行っております。
ロ.定期的に組織体制に関する関連規程の見直しを行い、業務執行取締役の職務分掌と権限を明確にしております。
- (5)当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ.原則、当社役職員を子会社の取締役または監査役に派遣し、子会社の業務執行、リスク管理及びコンプライアンスの遵守について監督・指導を行っております。
ロ.関係会社管理規程に基づく子会社の重要な意思決定事項については、当社の取締役会において審議及び決議を行っております。
- ハ.当社グループの連結予算に基づき、毎月、当社取締役会において子会社各社の業績報告を行っております。また、国内子会社のうち主要な子会社は四半期ごとに当社取締役会に出席し、業務の執行状況について報告を行っております。
- ニ.関係会社管理規程に基づき、子会社より毎月報告を受けて業務執行状況を確認しております。
- (6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査等委員会から職務を補助すべき取締役及び使用人の要請があった場合、遅滞なく任命をいたします。その場合、取締役会からの独立性及び実効性の確保を検討し対応します。
- (7)当社グループの監査等委員でない取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報者保護規程及びそれに基づく内部通報制度を整備し、通報があった場合、監査等委員会に報告する体制をとるとともに、通報及び相談した者が通報及び相談したことを理由に不利益な取扱いを行わないことを定め、イントラネットを通じて周知しております。
- (8)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の遂行において生じた費用は監査等委員が管理し、監査等委員より請求があった場合には速やかに処理しております。
- (9)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ.監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を開き、対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況及び監査上の重要課題等について意見を交換しております。
ロ.監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携を取り、監査を円滑に実施しております。
- (10)財務報告の信頼性を確保するための体制
イ.財務報告の信頼性を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「財務報告に係る内部統制の方針」を定め整備を進めております。
ロ.上記方針に基づき管理本部及び内部監査室を中心に内部統制の評価を行い、財務報告の信頼性の確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力を排除するための体制
イ.当社ホームページに掲示した「反社会的勢力に対する基本方針」のもと、当社グループ各社との諸会議でのコンプライアンス研修及び当社社員を対象にe-ラーニングを実施する等により周知徹底を図っております。
ロ.コンプライアンス委員会において、反社会的勢力排除に関する社内ルールを作成しております。
- ハ.内部監査を計画的に当社グループの全拠点について実施し、反社会的勢力排除に関する社内ルールの遵守状況について確認しております。
- ニ.反社会的勢力による不当要求事案が発生した場合、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携して対応する態勢を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

